

「川崎市地域日本語教育推進方針（案）」について御意見をお寄せください

本市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて取組を進めてきました。

今回、近年の国における法律の制定・改正といった動向等、社会状況の変化、外国人市民の増加などを踏まえ、「多文化共生社会」の実現に向けて、本市における外国人等への日本語教育に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本的な考え方や方向性を示すものとして「川崎市地域日本語教育推進方針（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

2023（令和5）年11月27日（月）～ 12月27日（水）

2 資料の閲覧場所

- （1）市民文化局市民生活部多文化共生推進課（川崎市駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）
 - （2）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、図書館（分館含む）
 - （3）かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）
 - （4）川崎市国際交流センター（中原区木月祇園町2-2）
- ※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、御意見をお寄せください。

※ 電話や口頭での御意見の提出は受付しておりませんので、御了承ください。

（2）（3）（4）で御提出の場合、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書をご利用ください。

（1）市ホームページ

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント手続）」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

（2）郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課
※ 当日消印有効です。

（3）持参

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課 事務室
（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）
※持参の場合は、開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお越しください。

（4）ファクシミリ

FAX番号 044-200-3707

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理します。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

5 問い合わせ先

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課
電話 044-200-0095 / FAX 044-200-3707